

土 地 使 用 貸 借 契 約 書

桐生市建築行為等に係る道路後退用地整備指導要領第 11 条の規定に基づき、.....
(以下甲という)と桐生市(以下乙という)とは後退用地の使用貸借に関し、次のとおり契約を締結した。

(目的・物件)

第 1 条 甲は、その所有に係る末尾に表示する土地(以下「契約物件」という)を桐生市道(道路法上の道路、以下「市道」という)の道路敷地として乙に無償で使用されるものとする。

(貸借期間)

第 2 条 貸借期間は、市道が存続する期間とする。

(権利移転の制限)

第 3 条 甲は、契約物件の所有権を第三者に移転するときは、本契約内容を周知、継承させるとともにあらかじめ乙の承諾を得るものとする。

(権利設定の制限)

第 4 条 甲は、契約物件に原則として所有権以外の権利を設定しないものとする。

(協 議)

第 5 条 この契約に定めがない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

甲及び乙は、この契約を証するため契約書 2 通を作成し、各自署(記)名押印のうえ各 1 通を保有する。

年 月 日

甲 住 所

氏 名(自署).....実印.....

乙 桐 生 市

桐生市長

土地の表示

[illegible]